

特定非営利活動法人 日本歯周病学会 シーズ育成若手奨励研究助成制度規程

(趣旨)

第1条 この規程は、日本歯周病学会研究積立基金規程第2条に基づき、日本歯周病学会（以下、「本学会」という。）が我が国における歯周病の研究、教育、医療および予防を推進するシーズ研究に携わる若手学会員を奨励することを目的として制定する。

(対象)

第2条 奨励対象は、独創的な発想に基づき、その成果が本学会の推進すべき新しい研究テーマとして発展する可能性のある課題とする。なお、他の助成金との重複申請はできないものとする。

(申請)

第3条 原則として申請者である研究代表者が単独で行う研究とし、申請時に1年以上の会員歴を有し、かつ満35歳以下の本学会会員に限る。

(採択件数および助成)

第4条 採択件数は、年1件とし、100万円以下の助成金を支給する。なお、助成期間は、1年間とする。

(選考と決定)

第5条 助成研究対象者は、選考委員会で審査選考し、理事会の議を経て決定する。

2 選考委員会委員は5名とし、委員は理事長が理事または評議員の中から指名する。ただし、応募者と同一講座（あるいは分野）に所属する理事および評議員は選考委員になれない。

3 委員長は委員の互選とする。

4 選考基準は別に定める。

(義務)

第6条 助成金を受ける研究代表者は、所定の成果報告書と会計報告書を本学会に提出し、助成期間終了年度の翌年度の本学会学術大会において報告する義務がある。

(改正)

第7条 この規程の改正は、理事会の議を経て行う。

附 則

1 この規程は平成20年4月24日より施行する。

1 この規程は平成24年5月17日より施行する。

シーズ育成若手奨励研究助成制度施行細則

(趣旨)

第1条 この施行細則は、特定非営利活動法人日本歯周病学会シーズ育成若手奨励研究助成制度規程第5条第4項の規定によりのシーズ育成若手奨励研究助成制度実施に関して必要な事項を定めたものである。

(申請)

第2条 応募者は、締切日までに別に定める書類を添えて申請する。

(選考基準)

第3条 選考基準は次のとおりとする。

(1) 独創的な発想に基づいていること

(2) 研究の成果が日本歯周病学会の推進すべき新しい研究テーマとして発展する可能性が期待できること

(3) 他の助成金との重複申請でないこと

附 則

1 この細則は平成20年9月26日より施行する。

2 この細則は平成24年5月17日より施行する。